

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成 21 年 10 月から 22 年 6 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 10 月から 22 年 6 月まで

私は、夫の失業に伴い国民年金第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への切替
手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料の全額免除申請を郵送により行っ
たが、申立期間が未納期間とされていることが分かった。免除申請をしたはず
なのに申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 22 年 1 月終わり頃に電話で未納を知り、免除申請書の送付
を受け、同年 2 月初旬頃には免除申請書を返送した。」としているところ、オン
ライン記録の申立人に係る納付督促事蹟から、平成 22 年 1 月 18 日に電話による
納付督促が行われていることが確認できるが、その結果は「未納理由：経済的困
難 態度保留」と記録されており、保険料の免除申請に関する記録は無い上、同
年 2 月に免除申請書を受理した旨の記録も無い。

また、オンライン記録には、平成 22 年 4 月 12 日及び同年 5 月 2 日の 2 回にわ
たり、電話による納付督促が行われた事蹟が記録されており、仮に同年 2 月に免
除申請書が受理されていれば、これら納付督促が行われる必要は無いことから、
このいずれの時点においても申立期間に係る免除申請書が受理されていなかった
と推認される上、同年 4 月 12 日の事蹟については「不在」と記録されているも
のの、同年 5 月 2 日の事蹟については「未納理由：経済的困難 態度保留 免除
予定」と記録されており、こうした事蹟からも、同日以前には免除申請が行われ
ていなかった状況がうかがえる。

さらに、平成 22 年 5 月 2 日の納付督促事蹟において「免除予定」と記録され
ているところ、それ以降、同年 7 月までに免除申請を行わなければ、申立期間に
ついて申請免除期間とはならないが、同年 10 月 18 日の事蹟として「申免郵送受

理」と記録されるまでの間に事蹟は無く、同年7月までに免除申請を行った形跡は見当たらない。

加えて、申立期間については、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、オンライン記録において申立期間の記録管理に誤りがあったとは考え難い上、ほかに保険料が免除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月から15年6月まで

私の家は、病気の家族を抱えながら、少ない収入で生活していたところ、自宅を訪れた国民年金委員が国民年金保険料の免除申請について教えてくれた。平成11年頃から毎年、私が家族の分も併せて免除申請を行っていたので、申立期間の保険料が全額又は半額免除されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人自身、申立人の妻及び申立人の弟の免除申請書を併せて提出したと述べているが、申立人の妻も申立期間について免除申請が行われた形跡は見当たらず、未納期間となっている上、申立人の弟も、申立期間のうち平成14年9月から15年6月までは全額申請免除期間であるものの、オンライン記録から確認できるその申請日は14年10月15日であり、その時点で申請免除対象期間外となる同年4月から同年8月までは未納期間となっており、申立人の主張と申立人の親族の実際の年金記録との間には齟齬^{そご}が見受けられる。

また、上述したとおり、申立人の弟について、申立期間のうち平成14年9月から15年6月までが全額申請免除期間となっていることから、仮に申立人の弟の免除申請手続と併せて申立人の全額免除及び全額免除の審査基準に該当しない場合の半額免除申請手続が行われたと想定し、その場合、申立人の当該期間に係る免除申請が承認されるものであったかについて検証したところ、申立期間の全額申請免除審査基準となる年の所得について、申立人の所得は確認できず不明であったが、審査対象となる申立人の妻について、全額免除の承認基準額を上回る所得であったことが確認できた。

さらに、申立人の妻の所得は、申立期間当時導入されていた半額免除の承認基

準額より低いものであるものの、全額免除の審査基準に該当しなければ半額免除を希望と申請する場合、免除申請書の申請区分の選択肢の中から、該当する区分を選択しなければならないが、申立人は申立期間に係る免除申請書の申請区分の記載内容については記憶に無いとしている上、申立人は、これまでに2度、半額免除の承認通知書が届いたと述べているところ、オンライン記録から、申立人には申立期間後に2度の半額免除期間があることが確認できる。

以上のとおり、仮に申立期間に係る申立人の免除申請手続が、申立人の弟の免除申請手続と併せて行われていたと想定した場合であっても、国民年金保険料の全額免除には該当しない状況であったことが確認できた上、半額免除についても承認されたと推認されるような状況はうかがえなかった。

このほか、申立期間について、申立人の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、初めて国民年金の任意加入手続をして以降、被保険者資格を喪失したり、加入したりの手続をした記憶は全く無い。申立期間もずっと専業主婦をしており、生活環境は変わっておらず、国民年金保険料を継続して納付していたので、申立期間が未加入期間や未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入して以降、国民年金第 3 号被保険者となるまで継続して国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人が申立期間について継続して国民年金に加入していた場合、昭和 61 年 4 月の第 3 号被保険者制度の開始に備え、同年 1 月末日までに居住する市に「国民年金任意加入被保険者現況届書」を提出し、同年 5 月までには「国民年金第 3 号被保険者該当通知書」が送付されていたものと考えられるが、申立人が、これらの手続については記憶に無いとしている上、オンライン記録における申立人の同年 4 月 1 日付けでの第 3 号被保険者となる事務処理は同年 8 月 12 日に行われていることなどから、申立人は、第 3 号被保険者制度開始以降に同制度に該当する旨の届出を行ったものとするのが自然であり、申立人が申立期間について国民年金に継続して加入し、保険料を納付していたとは推認し難い。

また、申立人は昭和 62 年 1 月に現在居住する町に転入しているが、転入当時作成されたとみられる申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、国民年金被保険者資格については、53 年 9 月 28 日に任意加入により取得、59 年 4 月 9 日に喪失後、60 年 4 月 19 日に再取得、同年 9 月 4 日に喪失した旨記録されており、これらの日付はオンライン記録と一致している上、納付記録についても、57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から同年 8 月までの期間は国民年金保

険料が未納となっている。

さらに、申立人には、昭和 53 年 9 月 28 日の任意加入の際に国民年金手帳記号番号が払い出されているが、これ以外に別の同記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金に係る別の記録が存在することも考え難い。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。